

令和 2 年 11 月 27 日

第 28 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招集日時及び場所

日時 令和2年11月27日  
午後1時30分～午後4時30分  
場所 出水市役所本庁4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

|    |       |     |        |     |        |
|----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 会長 | 横峯 均  |     |        | 12番 | 樋口 修   |
|    |       | 7番  | 松元 秀一  | 13番 | 大城 勝司  |
| 2番 | 脇田 博志 | 8番  | 花園 ハルエ | 14番 | 澤田 泰之  |
| 3番 | 田下 勉  |     |        | 15番 | 平中 和徳  |
| 4番 | 小倉 幸夫 | 10番 | 田中 紀子  | 16番 | 榎木 美代子 |
| 5番 | 外園 優  | 11番 | 井町 和夫  |     |        |

#### 農地利用最適化推進委員

|     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
|     |        | 25番 | 藺牟田 慶嗣 | 29番 | 坂上 茂信 |
| 22番 | 岩下 努   |     |        | 30番 | 釜 義治  |
| 23番 | 岩元 慎太郎 | 27番 | 松元 浩文  | 31番 | 川畑 健男 |
| 24番 | 福本 悟   | 28番 | 澤田 みね子 |     |       |

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 重信 肇一 | 6番 | 久野 敏朗 |
|----|-------|----|-------|

#### 農地利用最適化推進委員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 21番 | 中尾 義徳 | 26番 | 富永 重満 |
|-----|-------|-----|-------|

## その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、有川

## 会議に付した事件

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について           |
| 議案第 2号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議案第 3号 | 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について |
| 議案第 4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について           |
| 議案第 5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について           |
| 議案第 6号 | 非農地証明願について                     |

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第28回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は14人で定足数に達しております。  
なお、1番、重信委員と6番、久野委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、21番 中尾委員と26番 富永委員から欠席届が提出されています。  
議事録署名委員を指名いたします。  
8番、花園委員と11番、井町委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
（「異議なし。」と言う者あり。）  
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告  
総会後の業務報告等（会長報告、省略）  
合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回2番委員が関係する議案があります。除斥をお願いします。

（2番委員 退室）

事務局 総会資料5ページを御覧ください。所有権移転の第3項です。申請地は、今釜町、田、2,998㎡です。譲受人は、妻たちと農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻を栽培されています。許可後の面積は、76,098㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。以上です。

議長 13番委員の調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。11月23日、2番委員、28番委員と事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

申請地図は11ページと12ページを御覧ください。申請地はヤマト運輸の裏の方です。右手の方に水田があります。現地確認すると前回は作っているそのあとまた水田を作られるとういことです。特に問題もなしと思われましたので許可と判断します。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

（質疑等）

ないようですので、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

議長 第3項については、許可することと決定いたします。

（2番委員 入室）

引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き説明します。総会資料5ページを御覧ください。所有権移転です。第1項。申請地は、上鯖淵、畑、212㎡です。申請地は令和2年8月総会で空き家に附属した農地とし

て指定されている農地です。取得後は、いもやダイコンを栽培される予定です。営農計画書も添付されています。

第2項。申請地は、境町、畑、290㎡です。申請地は令和2年5月総会で空き家に附属した農地として指定されています。取得後は、野菜を栽培される予定です。営農計画書も添付されています。

第4項。申請地は、汐見町、田、他1筆、合計2,598㎡です。譲受人は、妻らと農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を栽培されています。許可後の面積は、76,098㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第5項。申請地は、福ノ江町、田、他1筆、合計1,398㎡です。譲受人は、妻らと農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を栽培されています。許可後の面積は、76,098㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第6項。申請地は、高尾野町下水流、畑、1,881㎡です。譲受人は、妻と共に農業に従事されている植木農家です。許可後の面積は、38,995㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の要望による売買の申請です。

第7項。申請地は、高尾野町下水流、田、1,950㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている農家で、現在は、水稻を栽培されています。許可後の面積は、8,611㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第8項。申請地は、高尾野町柴引、畑、172㎡です。今回、申請地を分筆し、663㎡のうち172㎡を3条申請し、残地の491㎡を5条申請（52ページ）されます。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は、野菜を耕作されています。営農計画書も添付されています。許可後の面積は、3,828㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第9項。申請地は、下知識町、田、他7筆、合計5,419㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、野菜を栽培されています。許可後の面積は5,419㎡で、親子間の受贈と贈与による申請のため調査員の現地調査は行わず事務局により現地確認をしました。

第10項。申請地は、麓町、畑、外4筆、合計4,630㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は4,630㎡で、親子間の受贈と贈与による申請のため調査員の現地調査は行わず事務局により現地確認をしました。

次に、使用貸借設定5年です。

第1項。申請地は、高尾野町下高尾野、田、3,071㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家です。現在は、野菜を栽培されています。営農計画書も添付してあります。許可後の面積は、3,828㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。

次に、空き家に附属した農地の指定です。

第1項。申請地は、上鯖淵、畑、145㎡です。空き家に隣接しており、現在は、不耕作地です。

議案第1号の中の第6項、〇〇〇〇さんと〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは実は認定農家さんなのですが今回、申請を受け付けた時に確認をしたのです。3条申請ではなく

基盤法でできますよと確認したのです。今回は基盤法ではなく3条申請のほうで申請しますので、基盤の方では申請しないですということで今回3条申請に上っています。6ページの第7項の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですが、この〇〇〇〇さんが87歳ということで高齢であるのですけれども、〇〇さんの息子さんがそばにいらっしゃって消防署にお勤めなんですけれども一緒に農業をされているということで後継がいますということでしたけれども事情をきいてみますと、〇〇〇〇さんはその前の方から相続でこの農地をうけとられたのですが、〇〇さんが受け継いだその前の所有者の方から農地を〇〇〇〇さんに贈与してくださいということで頼まれているので、このように高齢なのですが〇〇さんの方に3条申請で受贈と贈与というかたちをとられたということでした。

議長 事情等経過報告がありました。それでは13番委員、お願いします。

13番 13番です。調査日時等については、先ほど述べた通りですので、省略します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第6項までを報告します。

第1項、8ページを御覧ください。申請地は太田自治公民館から東に50m程行ったところにあります。現在庭木と柿等があるんですがその下、間を耕作いく予定です。特に問題なしと判断しました。

第2項、9ページを御覧ください。空き家に附属した農地で現在もう耕作している最中でありました。適切に管理もなされていて許可相当と判断しました。

第3項は先ほど説明したところですので、省略します。

第4項、13ページを御覧ください。農地は西新田自治公民館の近くになります。きれいに適切に管理されておりました。許可相当と判断しました。

第5項、14ページを御覧ください。福ノ江自治公民館の上側のところですよ。629、630隣なんですそれを1枚にしたところでした。許可相当と判断しました。

第6項、15ページを御覧ください。掛腰線の下水流方面です。畑がL字のところ、手前が家の解体をしているところの隣でした。近くにも植木を植えているところもありましたので適切に管理されるものと思いますので、許可相当と判断しました。以上、所有権移転第1項から第6項について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告終わります。

議長 2番委員。

2番 2番です。調査日時等については、先ほど13番委員の説明がありましたので、省略します。説明については事務局から詳しい説明がありましたので、簡単に報告だけさせていただきます。所有権移転第7項から第11項、使用貸借権、空き家に附属した農地の指定について報告させていただきます。また、現地調査等をしておりますが、調査後にそれぞれ最終的な協議をしまして、決定した事項ということでご理解頂きたいと思っております。

第9項、第10項についての報告については、親子間の贈与により現地調査は行いませんでした。事務局の説明もあつたとおりの後協議したことは事実ですのでご理解を頂きたいと思っております。また、説明の場所等についてはお手元の地図でそれぞれご確認いただければありがたいと思っております。以上、所有権移転第7項から第10項、使用貸借権5年について、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可相当と判断しました。また、空き家に附属した農地の指定は、差し支えないと判断しました。簡単であります以上私の報告を終

わらせていただきます。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(質疑等)

ないようです。調査員の報告では所有権移転及び使用貸借権5年について許可相当と報告されました。

また、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び使用貸借権5年は、「全件許可する」とことと決定いたします。また、空き家に附属した農地の指定については差し支えないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

尚、該当されます委員がおりますので、まず36号貸借権の設定5年、第6項の7番委員、除斥をお願いします。

(7番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。

資料は、36号、農地利集積に係る貸借権の設定5年、第6項です。土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番〇 外2筆 田 合計2, 337㎡。借人、砂原自治会、71歳、男性、担い手農家です。貸人、鹿児島市、77歳、男性との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

議長 事務局の説明が終わりました。13番委員、審議結果の報告をお願いします。

13番 13番です。11月24日、2番委員、28番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局、調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(「なし。」の声多数)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してよろしいですか。

(「はい。」の声)

第6項については、調査員の報告通り適当と決定されました。

(7番委員 入室)

続きまして、13番委員が該当します。42号使用貸借権貸借権の設定5年、第1項、第2項です。13番委員、退席をお願いします。

(13番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は42号。農地利集積に係る使用貸借権の設定5年、第1項及び第2項です。

第1項、土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇番 畑 958㎡。

第2項、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番 畑 2, 180㎡。借人、有限会社 ○

〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 採卵鶏・露地野菜の認定農家です。貸人、柴引、76歳、男性及び太鼓橋、88歳、女性外1名との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

議長 事務局の説明が終わりました。2番委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番です。審議日時等については、省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。(なしの声多数)ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告は適当報告されました。そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

農地利用集積に係る使用貸借権の設定5年、第1項、第2項、適当と決定いたします。

(13番委員 入室)

議長 それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 資料、46頁「農用地利用集積計画総括」に沿って貸借権の設定1年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括説明します。

貸借権の設定1年、再設定、1件、1筆、1,828㎡です。

続いて、貸借権の設定3年、新規5件、8筆、再設定、3件、5筆、合わせて8件、13筆で、15,337㎡です。

次に、貸借権の設定5年、先ほど適当と決定されました、第6項を含めて、新規6件、10筆、再設定、13件、18筆、合わせて19件、28筆で33,407㎡です。

次に、貸借権の設定6年、再設定、1件、1筆、1,124㎡です。

続いて、貸借権の設定10年、今まで、相対で契約していた茶畑が、今回新規契約で6件あり、合計で新規、13件、22筆、再設定、2件、7筆、合わせて15件、29筆で、40,630㎡です。

次に、使用貸借権の設定5年は、先ほど適当と決定されました。

次に、農用地利用集積に係る所有権の移転です。10件、24筆で、76,326㎡です。

最後に、農地中間管理権の取得について、3件 3筆 総面積5,433㎡です。

それでは、資料は、43頁をご覧ください。所有権の移転について、ご説明します。

第1項、譲受人は、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、肥育牛の認定農家です。譲渡人は、小原上自治会 74歳 男性。土地の表示、武本 〇〇〇〇番〇 畑 374㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項 譲受人は、第1項と同一ですので省略します。譲渡人は、小原上自治会 75歳 男性。土地の表示、武本 〇〇〇〇番〇 畑 615㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第3項 譲受人 上水流自治会 67歳 男性、緑化樹の認定農家です。譲渡人は、昭興自治会 88歳 男性です。土地の表示、高尾野町大久保 〇〇〇番〇 畑 537㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第4項 譲受人 株式会社 〇〇〇〇・〇 代表取締役 〇〇〇〇、水稻の認定農家です。譲渡人は、木牟礼自治会 82歳 女性です。土地の表示、高尾野町下水流 3837 外1

筆 田 合計10,626㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。農地中間管理権設定分です。

第5項 譲受人、譲渡人とも、第4項と同一ですので省略します。土地の表示、野田町下名○○○○番 外3筆 田 合計4,168㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

第6項 譲受人 株式会社 ○○○○・○ 代表取締役 ○○○○、水稻の認定農家です。譲渡人は、木牟礼自治会 85歳 男性です。土地の表示、高尾野町下水流 ○○○○番 外1筆 田 合計20,299㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。農地中間管理権設定分です。

第7項 譲受人、譲渡人とも、第6項と同一ですので省略します。土地の表示、野田町下名 ○○○○ 外1筆 田 合計3,410㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

第8項 譲受人 浦窪自治会、55歳、男性、水稻の認定農家です。譲渡人は、下山自治会80歳 女性です。土地の表示、荘○○○○番○ 田 3,976㎡です。移転理由は、贈与です。

第9項 譲受人 越地自治会、46歳、男性、果樹の認定農家です。譲渡人は、越地自治会 80歳 男性です。土地の表示、野田町上名○○○○番○○ 外3筆 畑 合計14,398㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

第10項 譲受人 前田自治会、63歳、男性、果樹の認定農家です。譲渡人は、前田自治会 88歳 男性です。土地の表示、境町○○○○番○ 外5筆 畑 合計17,923㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。2番委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番です。審議日時等については、省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。  
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、西出水町の畑で717㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在勤めている㈱○○○○の駐車場が手狭となっているため、今回当該地を取得し、駐車場として会社に貸与しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。農地の広がり10ha未満であり、都市計画用途地域から概ね500m以内であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。





現況は、堆肥舎が建っており、無断転用の状態でした。今回、経営移譲するにあたり、許可を得られていないことに気付いたそうです。隣の〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇については、平成18年に農地法第4条の許可を受けております。周辺農地への影響はないと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当可相当と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項ですが、総会資料47P議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」で説明しましたので、省略します。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。

10番 10番です。調査内容等は先ほど説明しましたので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、上知識町の畑で333㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の一団の農地の区域内に位置し、土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているので、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、位置図をご覧ください。泉菓園、ヤマザキYショップから入っていたところでした。地籍図の〇〇〇番〇は今年の2月に許可がでたところであり、居宅を建築しているところでした。造成はほぼ完成しており、境界はブロックで仕切られていてはつきりしておりました。雨水は道路を横断して水路に排水することです。生活排水は下水道へ流すとのことでした。周辺農地への影響は無いと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑で668㎡のうち495㎡です。申請人は、薩摩川内市の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。市役所高尾野支所から概ね50.0m以内に位置するため、第2種農地の50.0m以内農地に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、国道504号沿いに位置し、柴引公民館から南側に位置していると

ころでした。申請地は一部を分筆し、申請人の父が3条にて取得されるところです。境界はブロックを積むとのことでした。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局お願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、野田町下名の田で354㎡と、一体利用地として原野1筆と公衆用道路1筆の計620㎡です。申請人は、鹿児島市在住の会社員です。出水に帰ってくるにあたり、自己の一般住宅1棟を建築しようとするものです。一体利用地を含めた合計面積620㎡は一般住宅の基準面積500㎡を超過しているため、理由書添付での申請となっております。理由書の中身としては、宅地部分へ進入するための公衆用道路の面積が252㎡であり、居宅を建築する部分については、368㎡で基準の500㎡を下回るとなっております。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。肥薩おれんじ鉄道野田郷駅から概ね300m以内であるため、第3農地の300m以内農地に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、野田女子高校の近くでした。申請地は造成が済んでまして、きれいに区画されていた場所でした。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道を利用されるとのことでした。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 第5項、事務局お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、高尾野町下水流の畑で346㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。南九州西回り自動車道高尾野北インターから概ね300m以内に位置するため、第3種農地の300m以内農地に該当します。

議長 12番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日時等については、先ほど説明したので省略します。申請地は、下水流の高尾野北インターの近くにあるところでした。周囲には新築の家があるところでした。現地は、周辺をブロックで仕切られて、境界がはっきりしておりました。生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第6項、事務局お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は、野田町下名の田2筆で715㎡と一体利用地として宅地6筆の計2218.58㎡です。申請人は、市内で不動産業を営む法人です。温泉施設を新たに設置する計画があり、当該地を取得し、温泉施設に付随する駐車場及び庭園を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 12番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 12番です。申請地は、屋地交差点付近にありまして、前〇〇〇〇〇があった場所になります。斜線部分の田は、もう数年耕作されていないような状態でした。宅地より1.5mから2.0

mほど低い場合、同じ高さにするとのことでした。雨水は、川の方に流すとのことでした。生活排水は下水道を利用するとのことでした。周辺農地への影響は無いと思われます。調査内容については、先ほど説明したので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第7項、事務局お願いします。

事務局 第7項について、説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑で414㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。調査日時等については、先ほど報告がありましたので、省略します。申請地付近には白山神社、江内運動場がある場所でした。譲受人は譲渡人の孫ということでした。広々としたところで、周りにも全然影響は無いと思われる場所でした。雨水は道路側溝へ、生活排水は合併浄化槽を利用するとのことでした。審議した結果、私たちは、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ、ございませんか。

では、私からですけど、12番委員へ、55ページの温泉施設に付随する駐車場とのことですが、ここの排水対策は、川に直接流されるということでしたか。

12番 雨水排水はそうなんですけど、温泉の排水は、一度ほかの側溝に流してから川に流せば問題ないとの説明でした。ストレートに流さなければ問題ないとのことでした。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請地は、大野原町の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和62年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は、大野原地域のおれんじ鉄道の踏切から北側に位置しているところでした。申請地には既に建物が建築されており、建物の状態から申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われます。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畑です。登記地目は畑、申

請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和54年4月5日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。

10番 10番です。申請地は、下高尾野地域で野田との境に位置し、居宅が建築されておりました。建物の状態から、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和62年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地は、白山神社南側400mほどに位置し、既に牛舎が建築され、牛が我々を迎えてくれました。牛舎の状態から申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難と思われまます。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の畑2筆です。登記地目は畑、申請現況は原野です。非農地となった年月日は、〇〇〇〇番〇については、平成15年月日不詳、〇〇〇〇番〇については、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地は、江内小学校の西側に位置しているところでした。現場は非常に荒れておりました、農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第6号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農業者年金加入推進研修会(農業会議 省略)

○新規就農者に対するサポートチームによる訪問巡回のお願い(農政課説明 省略)

○人・農地プラン実質化に対するアンケート調査活動状況について総会后班会実施のお願い  
(事務局説明)

議長 以上をもちまして第28回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印